

# 第3期

## 庄原市行政経営改革大綱 (策定検討資料)



令和8年1月 現在  
庄原市行政管理課

# I 基本的事項

---

## 1 目的

行政経営改革は、行政機関が経費の縮減や効率的なサービスの提供などを目的として取り組む制度改革・事務改善に、民間企業が有する「経営の視点」を加えることを意図しており、この大綱は、その行政経営改革に関する基本計画となります。

本市では、平成18年3月に、第1期行政経営改革大綱（平成17～21年度）を策定し、また、合併特例措置の段階的削減による普通交付税の減額が目前に迫った平成26年度には、第2期行政経営改革大綱（平成26～令和2年度）を策定し、取り組み進めるとともに、第2期大綱終了後においても、常に事務事業の効率化や見直しを都度、行いながら健全な行政運営を行ってまいりました。

しかしながら、今後さらに進行が予測される人口減少に伴い複雑多様化する行政課題を克服するとともに、安定した財政運営を推進するためには、最適な行政組織、適正な職員定数の確保、住民自治組織との連携のあり方等について、従来の延長線上を辿るだけではない新たな視点・発想に基づく、抜本的な経営改革を実行する必要があります。

これらの行政経営の刷新により、「安心な暮らし」「地域経済の活力」「人づくり」を下支えし、変化の大きい時代においても、市民の期待に応える持続可能な市政を実現します。

行政経営改革は、市民と行政が共通認識のもと実行することが重要であり、その背景や目標、必要性、取り組みの方向性の明文化することを目的に「第3期庄原市行政経営改革大綱」を策定するものです。

## 2 基本方針

地方自治法第2条第14項では、「地方公共団体は、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようしなければならない。」と規定しています。

この趣旨を踏まえ、基本方針を次のとおりとします。

- (1) 同じ行政サービスであればコストを削減し、同じコストであれば行政サービスの向上を図ります。
- (2) 限りある資源(人材・財源・資産等)を最大限に活用し、最少の経費で最大の効果を発揮します。

## 3 第3期大綱の視点

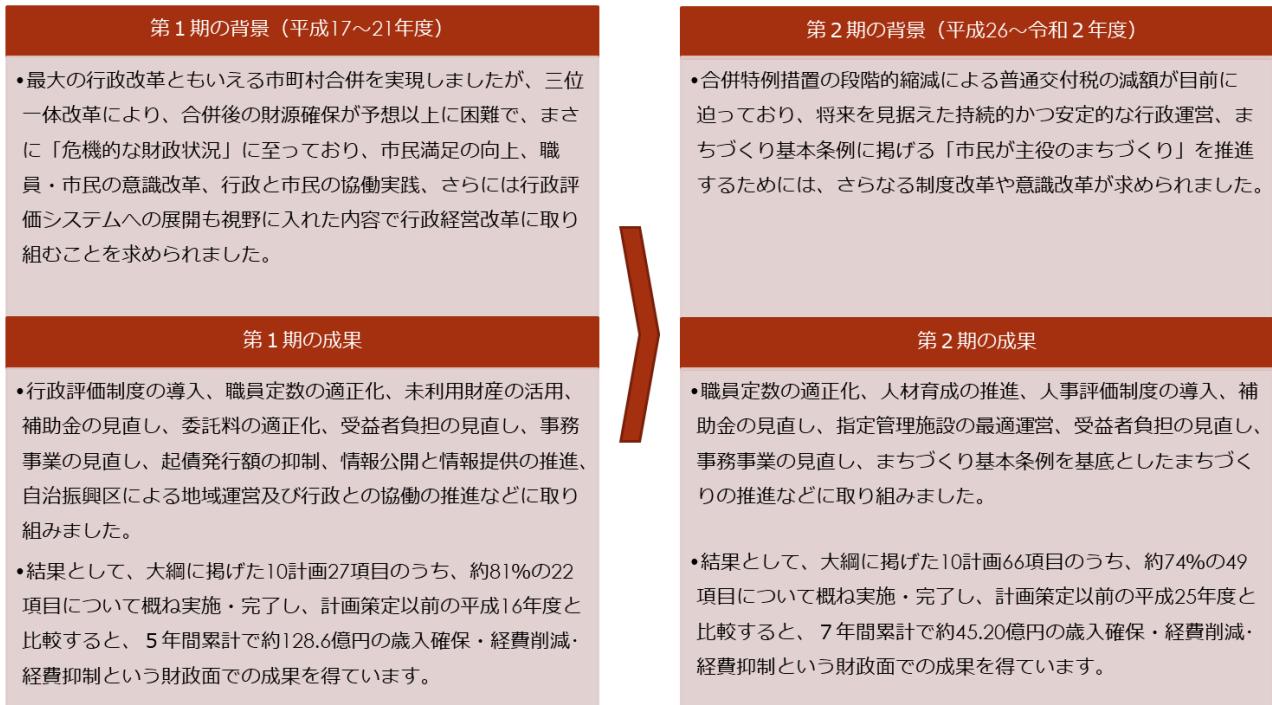
- (1) 従来の枠組みにとらわれない、新たな視点・発想に基づく、抜本的な経営改革を実行します。
- (2) 引き続き、「庄原市まちづくり基本条例」を基底としたまちづくりを推進します。
- (3) 経済変動や社会構造の変化に即応し、新たな行政需要にも対応できる弾力性のある財政基盤を確立します。

## 4 計画期間

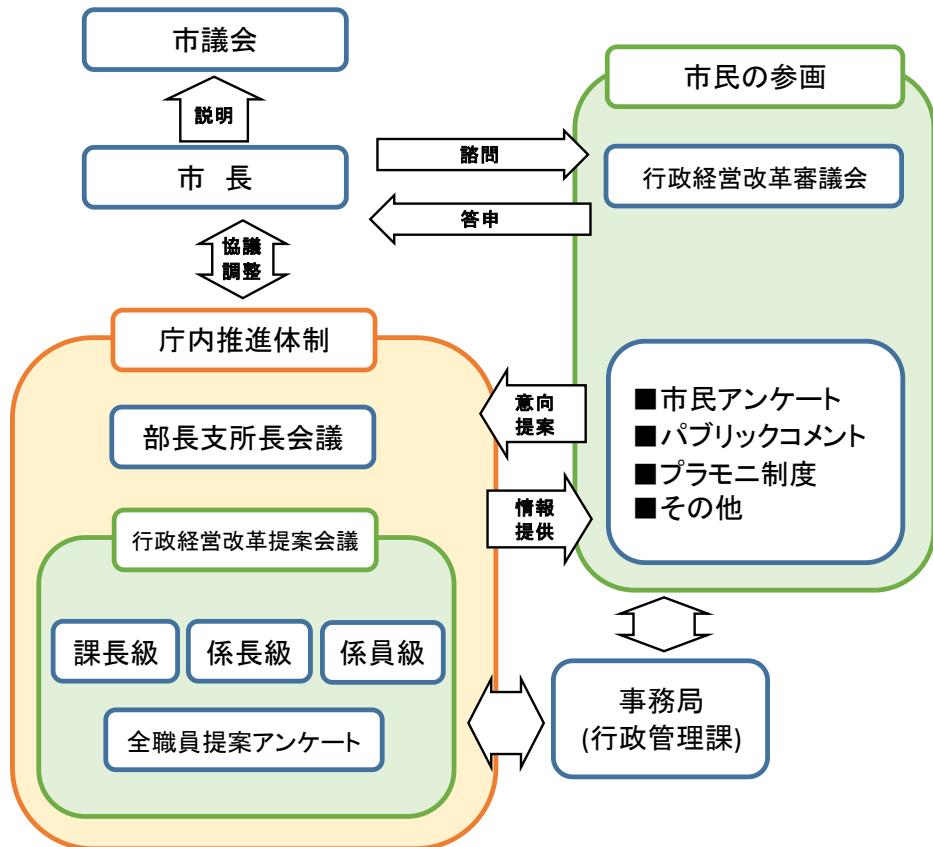
令和8年度から令和12年度までの5年間とします。

(第3期庄原市長期総合計画（10年間）の計画期間の前期)

## 5 本市の行政経営改革の背景と成果など



## 6 第3期行政経営改革大綱の策定体制



## 7 庄原市行政経営改革審議会への諮問

令和8年1月9日

庄原市行政経営改革審議会 会長 様

庄原市長 八谷 恭介

### 庄原市の行政経営改革について（諮問）

本市は、平成17年3月の新市誕生を契機に、行政組織・自治体運営の再構築を図り、これまで二期にわたる行政経営改革大綱を策定・実施してまいりました。

その結果、一定の成果を上げることができましたが、今なお多くの課題が残されております。

現在、我が国は人口減少・少子高齢化の進行、自然災害の激甚化、そしてデジタル技術の急速な進展など、大きな社会変革の時代を迎えており、本市においても、これらの変化に伴う行政需要の多様化・複雑化に直面しており、限られた資源の中で持続可能な行政運営を実現することが喫緊の課題と認識しております。

このような状況下において、本市が将来にわたって市民サービスの質を維持・向上させ、活力ある地域社会を築いていくためには、従来の延長線上にない新たな発想に基づく抜本的な行政経営改革が不可欠です。

特に、今年度中に策定予定の「第3期庄原市長期総合計画」に掲げる各種政策を着実に実行していくためには、それを支える行政基盤の強化が必要不可欠であり、そのための指針となる新たな行政経営改革大綱の策定と実施が急務となっております。

最適な行政組織の構築、適正な職員定数の確保、住民自治組織との連携のあり方、デジタル技術の積極的活用など、課題に対する改革の方向性を明確にし、実効性のある取り組みにつなげていくことが求められています。

つきましては、庄原市行政経営改革審議会設置条例第2条の規定に基づき、「第3期庄原市行政経営改革大綱」の策定に向けて、本市が取り組むべき行政課題並びに改革の方向性について、貴会の専門的見地からご意見を賜りたく諮問いたします。

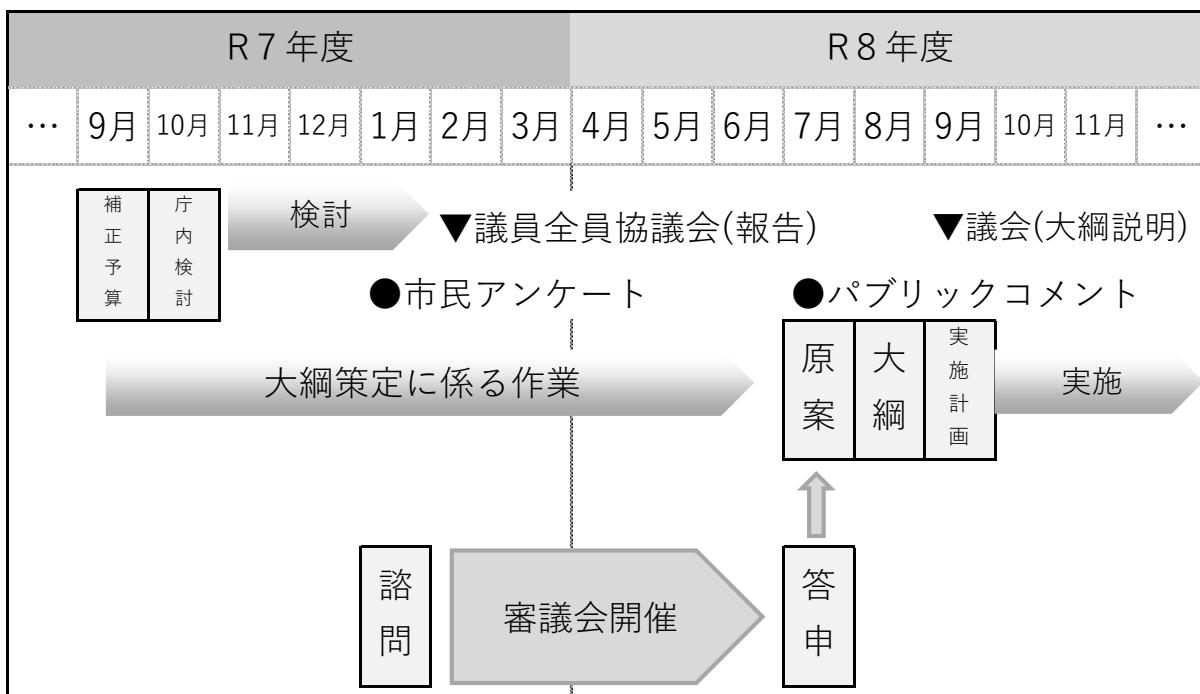
## 8 実施計画の策定

大綱の取り組み項目の年次ごとの実施内容を定めるため「第3期庄原市行政経営改革大綱実施計画」を別に策定します。

また、計画期間中の進捗状況を毎年度、庄原市行政経営改革審議会へ報告し、ホームページで公表します。

## 9 策定スケジュール（予定）

### （1）全体スケジュール



### （2）審議会開催スケジュール

回次	開催日	協議内容等
第1回	令和8年1月9日(金)	諮問・庄原市の現況の説明・審議会運営について
第2回	令和8年2月4日(水)	・市民アンケート結果の報告 ・1 新たな手法の導入などによる事務事業の改善
第3回	令和8年3月3日(火)	2 多様な主体との連携
第4回	令和8年4月17日(金)	3 ビルド・アンド・スクラップの徹底
第5回	令和8年5月12日(火)	4 持続可能な業務執行体制の構築
第6回	令和8年6月9日(火)	5 財政資源の最適配分
第7回	令和8年6月23日(火)	総括
第8回	令和8年7月7日(火)	答申

## 参考

### 庄原市まちづくり基本条例（抜粋）

前文～前略～

庄原市は今、厳しい中山間地域の現実に直面しており、私たちは、これまで以上に「自らのまちは自らの手でつくる」という強い信念を持ち、参画と協働による元気なまちづくりを進めていく必要があります。

ここに私たちは、これから庄原市における「市民が主役のまちづくり」をさらに進めるために、庄原市まちづくり基本条例を制定します。

（目的）

第1条 この条例は、～中略～ 参画と協働によるまちづくりを推進することを目的とします。

（位置付け）

第2条 この条例は、本市のまちづくりにおける最高規範とします。

2 各主体は、まちづくりに取り組むときは、この条例の趣旨を尊重するものとします。

～略～

（市民の権利）

第5条 市民は、まちづくりに参画する権利を持ちます。

2 市民は、まちづくりに関する企画および提案を行う権利を持ちます。

3 市民は、まちづくりに関する情報を知る権利を持ちます。

（市民の責務と役割）

第6条 市民は、自らがまちづくりの主役であることを認識し、まちづくりに関心を持つとともに、自らできることを考え、積極的にまちづくりに参加するものとします。

～略～

（市長の責務）

第8条 市長は、この条例に基づいて、公正、公平かつ誠実にまちづくりを推進するものとします。

2 市長は、市民の意向を尊重し、自らの判断と責任において必要な施策を選択し、総合的かつ計画的にまちづくりを推進するものとします。

3 市長は、まちづくりの課題に的確に対応できる職員を育成するものとします。

（市職員の責務）

第9条 市職員は、まちづくりに関する情報の収集、課題の把握および企画能力の向上を図るものとします。

（市民の参画と協働）

第10条 市は、市民の参画および協働の機会を積極的に提供するものとします。

～略～

（健全な財政運営）

第11条 市は、中長期的な展望に立ち、財源の確保および健全な財政運営を行うものとします。

（施策の評価と公表）

第12条 市は、施策の成果および達成度を市民の参画を得て評価し、その結果をわかりやすく公表するものとします。

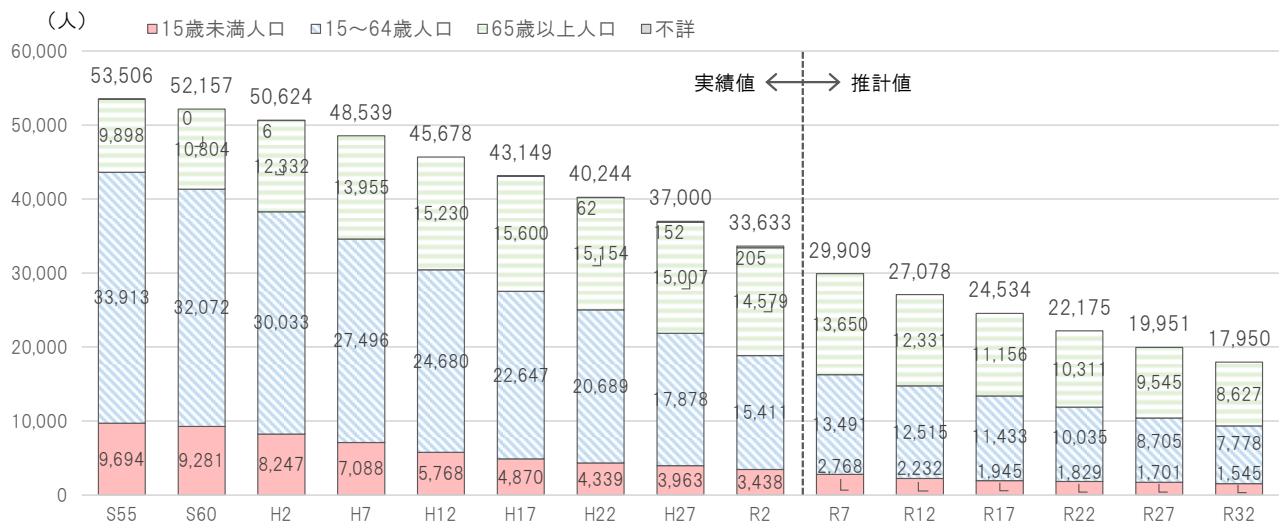
～以下略～

## II 本市の現況

### 1 人口推移

- 総人口は令和7年に3万人を割り込み、令和27年には2万人を下回る見込みです。
- 少子傾向、高齢化傾向は今後とも継続する見込みです。

人口推移と将来推計  
(国勢調査及び社人研推計(令和5(2023)年推計))



## 2 財政状況

### (1) 令和6年度財政計画からみた将来の財政見通し

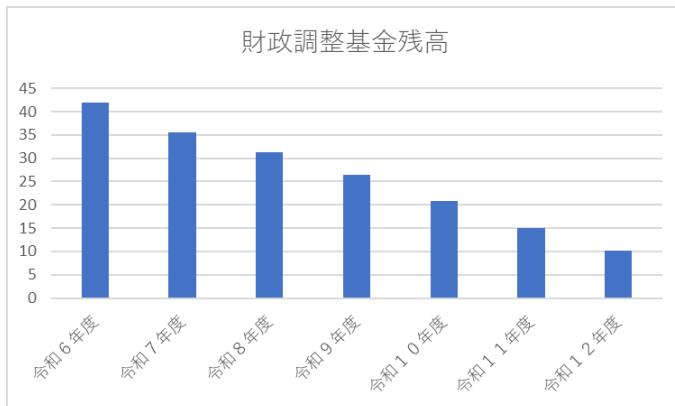
今後も人口減少などに伴い、市税や普通交付税など、収入の伸びが見込めない中、少子高齢化に伴う社会保障費やライフラインの維持管理経費など、市民サービスに必要な経費等の高止まりが想定されます。

昨年度末の推計では、令和8年度以降、「歳出」に対する「歳入」の不足を補うため、毎年5億円前後、財政調整基金を取り崩す必要が生じ、令和6年度に約42億円の残高であった財政調整基金が、令和12年度には10億円まで減少し、大変、厳しい財政状況になると見込んでいます。

財政調整基金は、標準財政規模の10%(18.2億円)～20%(36.4億円)を確保することが望ましいとされています。

また、本市は、県内他市と比較し、公共施設等の維持管理に関する基金が極めて少ない状況(12ページ下段の表)にあり、将来のインフラ更新、維持管理の負担に対する備えが十分でない状況にあります。

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
財政調整基金残高	42.0億円	35.5億円	31.2億円	26.4億円	20.9億円	15.1億円	10.1億円
基金取り崩し額(※)	7.2億円	6.6億円	4.3億円	4.9億円	5.5億円	5.8億円	5.0億円



### (2) 令和6年度決算状況

	令和6年度	令和5年度
単年度収支(注①)	▲41,820千円	▲351,798千円
積立金・地方債繰上償還額	493千円	93千円
基金取り崩し額	400,000千円	200,000千円
実質単年度収支(注②)	▲441,327千円	▲547,074千円

注①：単年度収支：歳入総額から歳出総額を引いた形式収支から翌年度へ繰り越すべき財源、前年度から今年度の歳入に引き継がれている額を整理した、今年度だけの純粋な収支

注②：実質単年度収支：財政調整基金への積み立てや取り崩し、地方債の繰り上げ償還等、収支を調整する要素を除いた収支（地方自治法第233条の2ただし書きの規定に基づく歳計剩余金処分としての積立金を除く。）

### 3 庄原市と県内他市との比較

#### 1 面積

(単位 : km<sup>2</sup>)

	市名	面積
1	庄原市	1,246.60
2	広島市	905.01
3	三次市	778.19
4	東広島市	635.32
5	安芸高田市	538.17
6	福山市	518.07
7	廿日市市	489.36
8	三原市	471.02
9	吳市	353.29
10	尾道市	284.85
11	府中市	195.71
12	竹原市	118.30
13	江田島市	100.89
14	大竹市	78.13

#### 2 人口 (令和 2 年国勢調査)

(単位 : 人)

	市名	人口
1	広島市	1,200,754
2	福山市	460,930
3	吳市	214,592
4	東広島市	196,608
5	尾道市	131,170
6	廿日市市	114,173
7	三原市	90,573
8	三次市	50,681
9	府中市	37,655
10	庄原市	33,633
11	安芸高田市	26,448
12	大竹市	26,319
13	竹原市	23,993
14	江田島市	21,930

#### 3 人口密度 (令和 2 年国勢調査)

(単位 : 人)

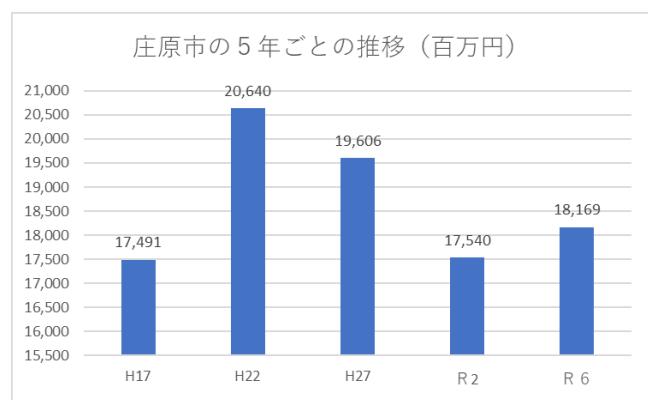
	市名	人口密度
1	広島市	1,324
2	福山市	890
3	吳市	608
4	尾道市	460
5	大竹市	335
6	東広島市	310
7	廿日市市	233
8	江田島市	218
9	竹原市	203
10	三原市	192
11	府中市	192
12	三次市	65
13	安芸高田市	49
14	庄原市	27

## 4 標準財政規模（令和 6 年度）

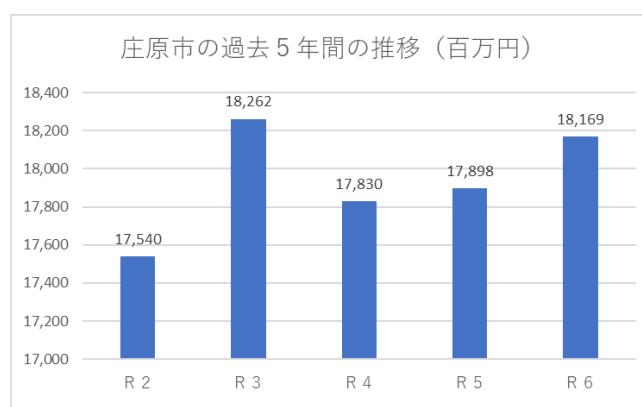
【標準的な状態で通常収入されるであろう経常一般財源の規模】

（単位：千円）

	市名	標準財政規模
1	広島市	358,258,463
2	福山市	113,057,847
3	呉市	56,759,176
4	東広島市	50,148,316
5	尾道市	37,125,806
6	廿日市市	31,256,652
7	三原市	27,932,089
8	三次市	22,504,584
9	庄原市	18,168,846
10	安芸高田市	12,214,123
11	府中市	12,081,671
12	江田島市	8,971,337
13	竹原市	8,097,634
14	大竹市	8,079,825



平成 22 年度は、全国的に交付税等が増額となったことによる標準財政規模の増の主な要因



## 5 市民 1 人あたりの財政規模（令和 6 年度）

【標準財政規模／国勢調査人口】

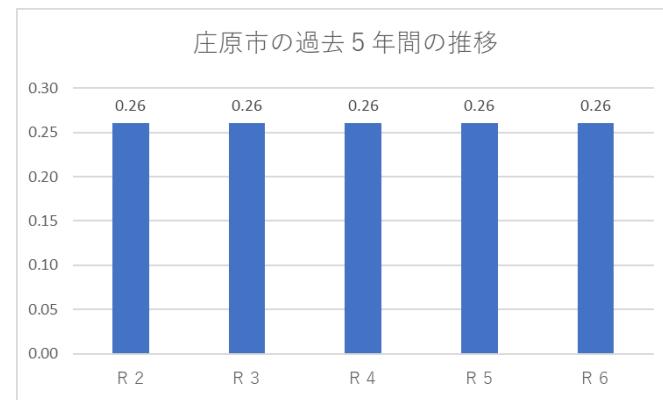
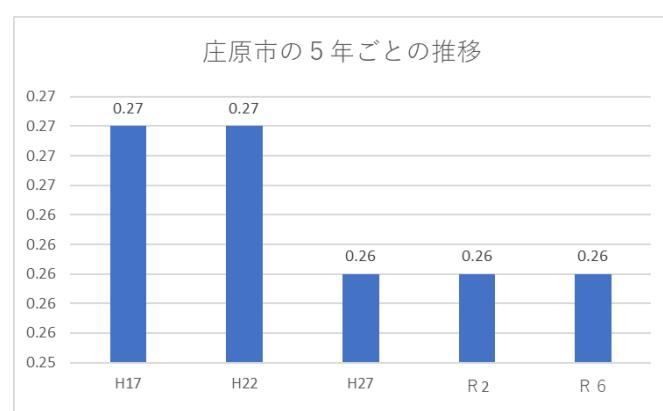
（単位：千円）

	市名	1 人あたり財政規模
1	庄原市	540
2	安芸高田市	462
3	三次市	444
4	江田島市	409
5	竹原市	337
6	府中市	321
7	三原市	308
8	大竹市	307
9	広島市	298
10	尾道市	283
11	廿日市市	274
12	呉市	264
13	東広島市	255
14	福山市	245

## 6 財政力指数（令和 6 年度）

【指標が高いほど財源に余裕がある。】

	市名	財政力指数
1	東広島市	0.86
2	広島市	0.77
3	福山市	0.77
4	大竹市	0.72
5	竹原市	0.68
6	廿日市市	0.58
7	吳市	0.57
8	三原市	0.53
9	尾道市	0.52
10	府中市	0.44
11	三次市	0.34
12	安芸高田市	0.34
13	江田島市	0.30
14	庄原市	0.26

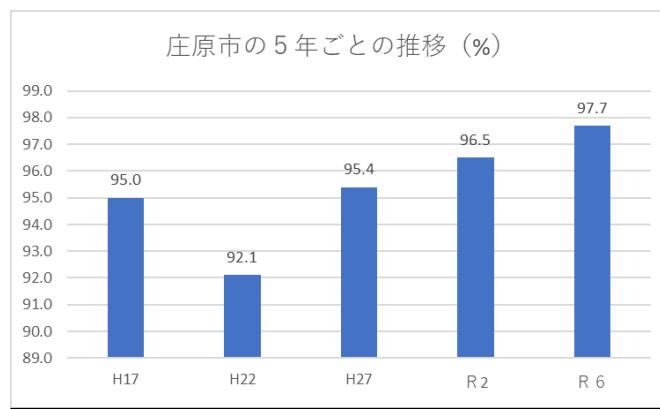


## 7 経常収支比率（令和 6 年度）

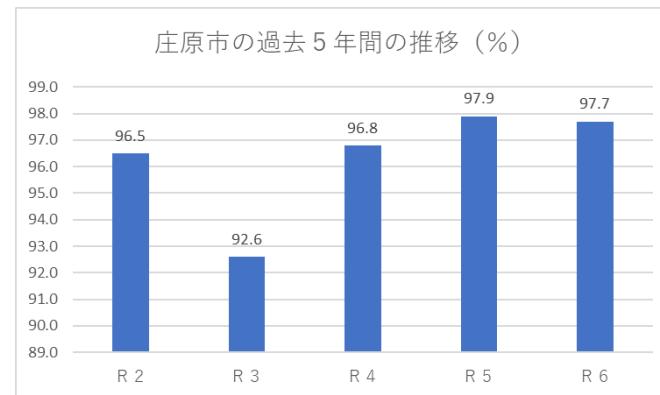
【比率が低いほど、財政構造に弾力性がある。】

(単位 : %)

	市名	経常収支比率
1	福山市	84.8
2	安芸高田市	92.9
3	東広島市	93.6
4	三原市	93.7
5	竹原市	94.5
6	吳市	96.0
7	大竹市	96.6
8	広島市	97.3
9	府中市	97.6
10	庄原市	97.7
11	廿日市市	97.9
12	尾道市	98.0
13	三次市	98.1
14	江田島市	98.6



平成 22 年度、令和 3 年度ともに、全国的に交付税等が増額となったことによる比率の低下

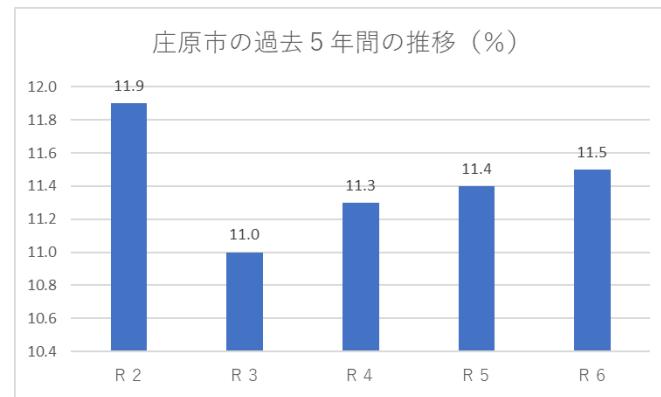
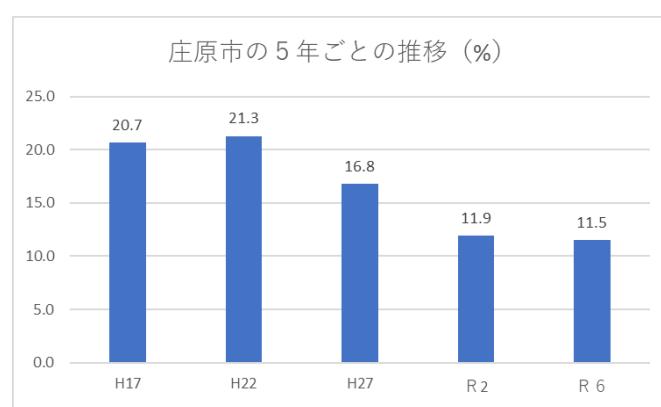


## 8 実質公債費比率（令和 6 年度）

【借入金の返済額の大きさを指標化したもので、比率が高いほど

資金繰りが厳しい】 (単位 : %)

	市名	実質公債費比率
1	福山市	1.20
2	東広島市	3.30
3	呉市	4.90
4	府中市	6.40
5	三次市	7.20
6	廿日市市	7.60
7	江田島市	7.90
8	尾道市	8.30
9	竹原市	8.60
10	三原市	8.70
11	広島市	8.80
12	安芸高田市	10.00
13	庄原市	11.50
14	大竹市	12.70



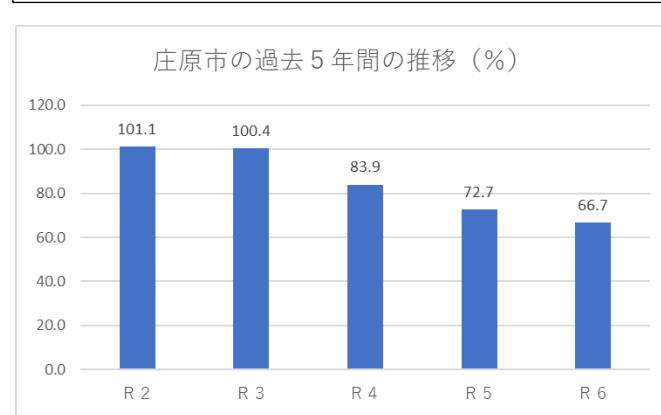
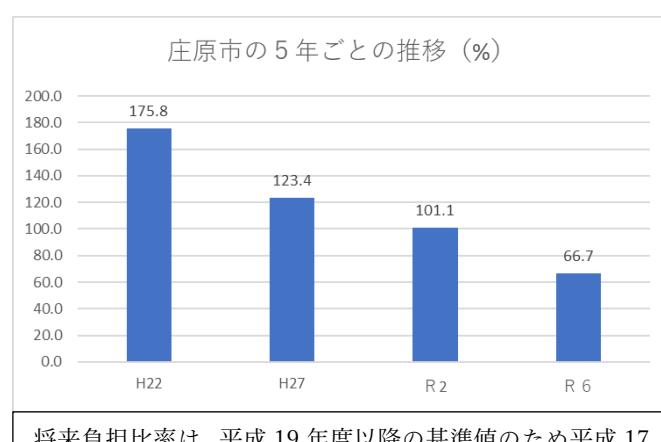
## 9 将来負担比率（令和 6 年度）

【比率が高いほど将来財政を圧迫する可能性が高い】

【"—"は、充当可能な財源が将来負担額を上回ったもの】

(単位 : %)

	市名	将来負担比率
1	福山市	—
1	東広島市	—
1	江田島市	—
4	三原市	6.20
5	尾道市	10.30
6	呉市	32.00
7	三次市	35.50
8	府中市	39.10
9	竹原市	45.10
10	安芸高田市	55.10
11	大竹市	62.80
12	廿日市市	65.80
13	庄原市	66.70
14	広島市	161.30

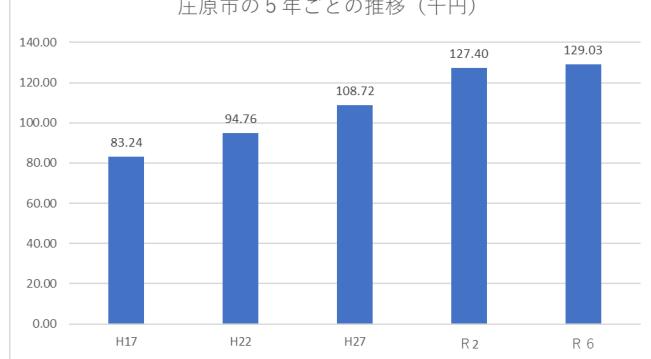


## 10 市民1人あたりの物件費（令和6年度）

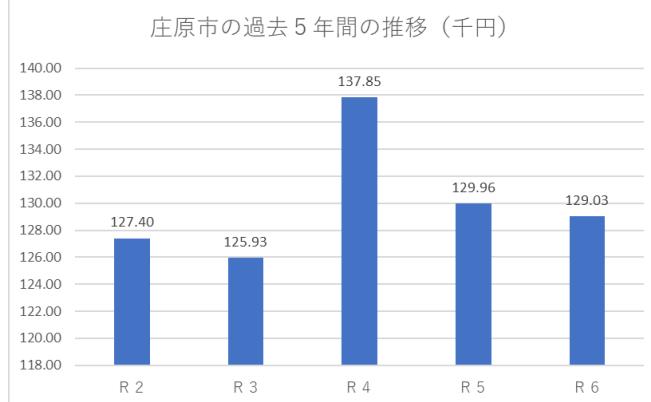
【物件費：消費的性質を持つ経費で、消耗品費、施設管理委託料等です。】

(単位：千円)

	市名	1人あたり物件費
1	庄原市	129.03
2	大竹市	113.76
3	安芸高田市	113.66
4	三次市	105.98
5	江田島市	98.94
6	府中市	87.12
7	竹原市	85.67
8	廿日市市	79.28
9	尾道市	71.57
10	東広島市	70.74
11	広島市	70.02
12	三原市	69.78
13	呉市	63.69
14	福山市	49.36



令和4年度は、備北クリーンセンターの新焼却施設、稼働に伴う稼働時間の増が物件費増の主な要因

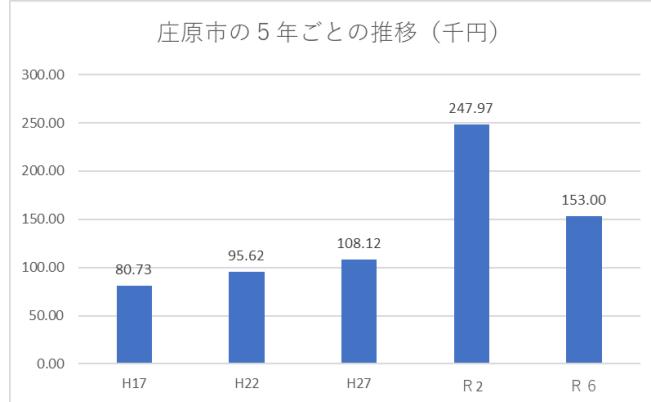


## 11 市民1人あたりの補助費（令和6年度）

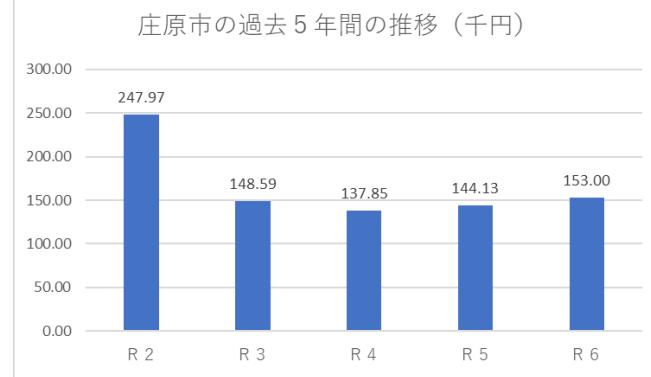
【補助費等の経常一般財源(市が任意で行う補助金・負担金などの現金給付)】

(単位：千円)

	市名	1人あたり補助費
1	庄原市	153.00
2	三次市	139.38
3	安芸高田市	110.26
4	府中市	78.85
5	竹原市	72.97
6	江田島市	65.90
7	三原市	60.63
8	尾道市	50.23
9	大竹市	46.60
10	東広島市	43.33
11	広島市	42.27
12	福山市	42.04
13	廿日市市	40.74
14	呉市	32.39



令和2年度は、新型コロナ対策特別定額給付金が増加要

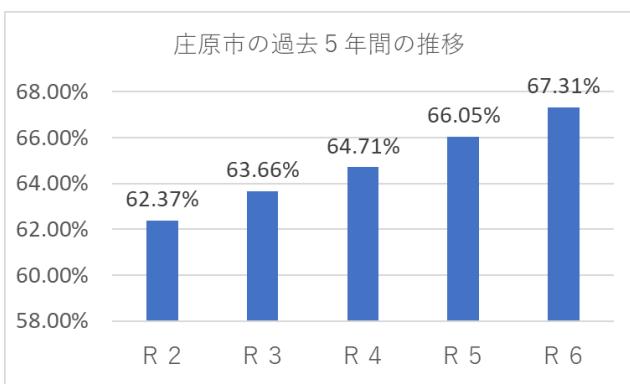
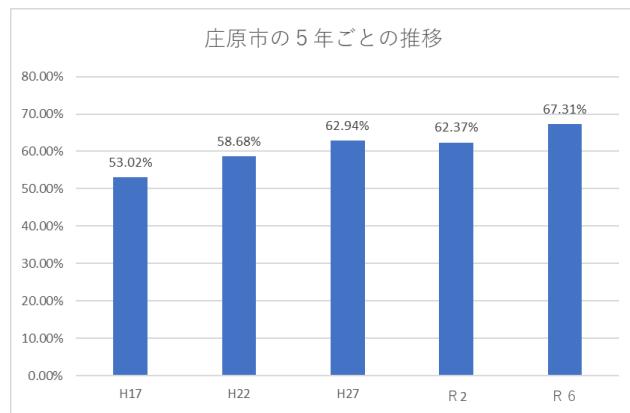


## 12 職員の本庁集約率（令和6年度）

【普通会計決算カード上の本庁・支所職員数】

【福祉事務所の職員は、支所に分類されます。】

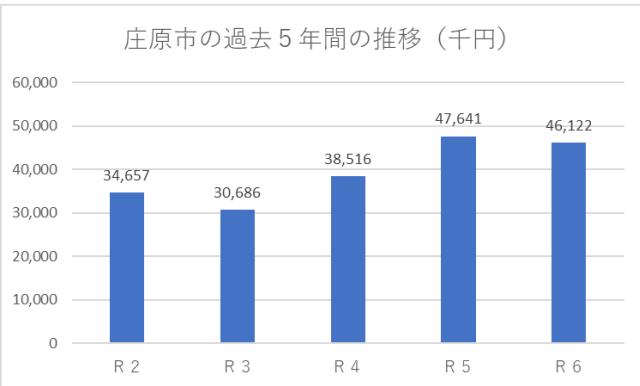
	市名	本庁集約率
1	府中市	91.77%
2	竹原市	91.57%
3	安芸高田市	76.57%
4	大竹市	72.15%
5	三次市	68.83%
6	東広島市	68.44%
7	福山市	68.19%
8	庄原市	67.31%
9	三原市	66.39%
10	廿日市市	65.30%
11	江田島市	64.79%
12	尾道市	61.88%
13	吳市	57.56%
14	広島市	38.82%



## 13 ふるさと納税額(令和6年度)

(単位：千円)

	市名	ふるさと納税額
1	大竹市	1,020,030
2	吳市	990,659
3	広島市	579,486
4	尾道市	558,155
5	東広島市	438,819
6	廿日市市	430,945
7	三原市	390,921
8	福山市	212,874
9	府中市	207,588
10	江田島市	192,549
11	竹原市	146,037
12	安芸高田市	145,165
13	三次市	103,686
14	庄原市	46,122



## 14 市町村税収納率(国民健康保険税・料を除く。) (令和6年度)

区分	調定済額(千円)			収入済額(千円)			(A) - (B)	収入率(%)			
	現年課税分	滞納繰越分	合計(A)	現年課税分	滞納繰越分	合計(B)		現年分	滞繰分	計	順位
吳市	30,050,552	177,443	30,271,484	30,000,904	56,268	30,100,661	170,823	99.8	31.7	99.4	1
廿日市市	16,850,080	177,342	17,055,615	16,794,642	66,615	16,889,450	166,165	99.7	37.6	99.0	2
広島市	249,693,135	2,910,028	252,805,467	248,593,120	1,109,908	249,905,332	2,900,135	99.6	38.1	98.9	3
竹原市	4,791,012	57,438	4,854,046	4,766,141	23,130	4,794,867	59,179	99.5	40.3	98.8	4
東広島市	39,099,837	581,769	39,736,354	38,941,437	149,870	39,146,055	590,299	99.6	25.8	98.5	5
福山市	76,459,347	1,223,285	77,783,547	76,133,306	378,783	76,613,004	1,170,543	99.6	31.0	98.5	6
三原市	13,833,173	215,392	14,070,304	13,773,636	60,849	13,856,224	214,080	99.6	28.3	98.5	7
大竹市	5,425,235	92,595	5,522,877	5,407,150	17,736	5,429,933	92,944	99.7	19.2	98.3	8
尾道市	17,644,329	303,597	17,979,421	17,570,010	70,352	17,671,857	307,564	99.6	23.2	98.3	9
三次市	6,970,536	137,354	7,128,511	6,938,050	17,129	6,975,800	152,711	99.5	12.5	97.9	10
府中市	5,067,671	102,728	5,178,894	5,026,706	22,815	5,058,016	120,878	99.2	22.2	97.7	11
安芸高田市	3,579,287	107,720	3,696,004	3,555,585	15,169	3,579,751	116,253	99.3	14.1	96.9	12
江田島市	2,426,653	111,934	2,543,440	2,403,745	17,638	2,426,236	117,204	99.1	15.8	95.4	13
庄原市	3,733,296	482,164	4,226,380	3,671,887	24,391	3,707,198	519,182	98.4	5.1	87.7	14

本市の徴収率が低迷している要因は、滞納繰越分のうち高額困難案件が6割を占めていること。

また他市と比べ、現年分の収納率が低い要因は、限られた職員の中で滞納繰越分を優先したことにより現年課税分の初期対応が遅れた点である。

### ◆ 県内他市の公共維持整備施設に関する令和5年度末基金残高

(単位:百万円)

(各市で所有する公共施設の状況が異なるため一律に判断できませんが、整備・維持管理への備えの目安となります。)

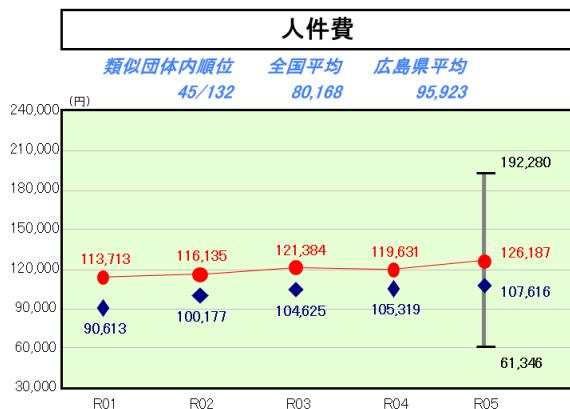
現在高／標準財政規模の順で並べ替え

市名	現在高	現在高／標準財政規模(%)	基金名称
三次市	2,497	11.10%	道の駅基金、市営住宅整備等基金、都市基盤整備基金、診療所基金、庁舎整備基金、公共施設等整備基金
福山市	12,278	10.86%	大規模事業基金、公共施設維持整備基金 都市開発基金、教育環境整備基金
東広島市	5,062	10.09%	都市基盤整備基金、文化体育施設建設基金 公共施設総合管理基金
竹原市	791	9.76%	都市基盤整備基金、市立図書館建設基金
三原市	2,535	9.08%	大規模事業基金
安芸高田市	826	6.76%	サッカー公園管理運営基金、たかみや湯の森管理基金 清流園施設改修基金、消防施設整備基金 市有住宅管理運営基金、学校施設整備基金
廿日市市	2,050	6.56%	公共施設等整備基金、市営住宅事業基金
江田島市	467	5.21%	学校施設整備基金、公共施設整備基金
尾道市	1,829	4.93%	都市基盤整備事業基金、観光施設整備基金、学校教育施設整備基金、庁舎整備基金、復旧・復興基金
大竹市	353	4.37%	大竹会館基金、市営住宅基金
府中市	357	2.96%	学校教育施設整備基金、公共施設維持整備基金
吳市	1,507	2.66%	体育振興基金
広島市	3,175	0.89%	都市整備事業基金、原爆ドーム保存事業等基金 広島市民球場基金、サッカースタジアム基金
庄原市	5	0.03%	学校施設整備基金

#### 4 市町村財政比較分析表からみる庄原市の財政状況(令和5年度)

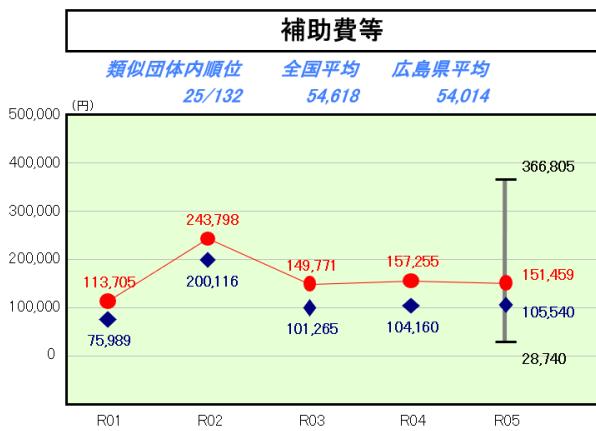
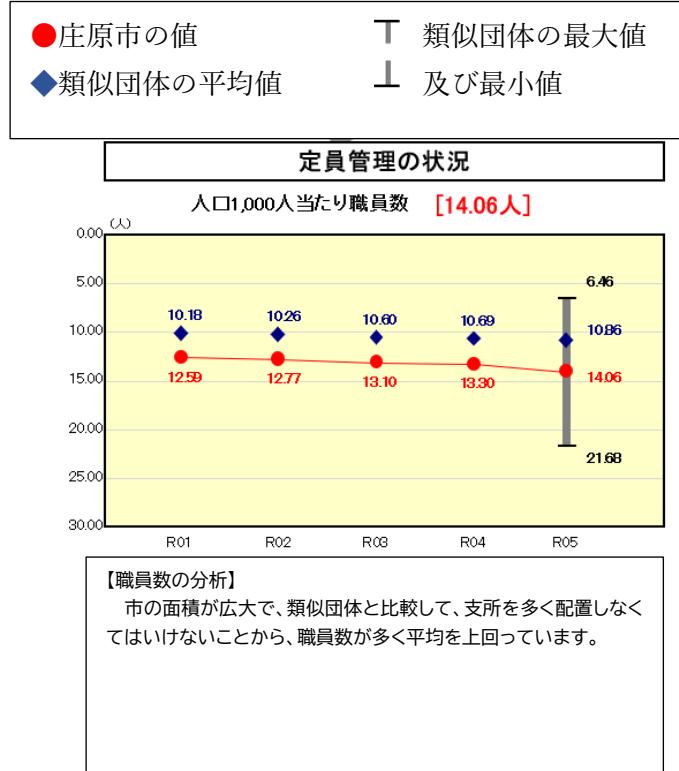
類似団体とは、全国の市町村を人口と産業構造等により、35のグループに分類し、庄原市と同じグループに属する市を言います。

##### (1)性質別歳出(住民一人当たりのコスト)



###### 【人件費の分析】

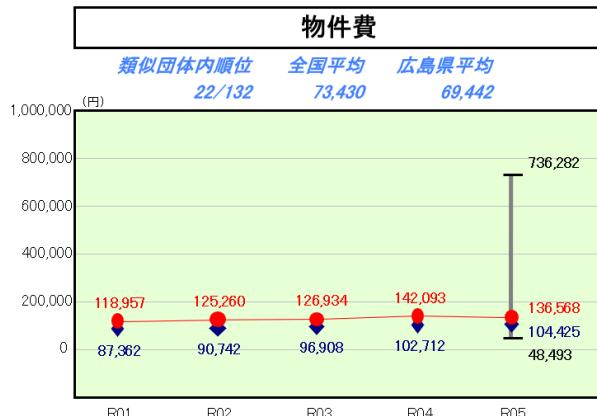
市の面積が広大で、類似団体と比較して、支所を多く配置しなくてはいけないことから、職員数が多く平均を上回っています。



###### 【補助費等の分析】

自治振興区への補助交付金、市立病院や消防組合への負担金などが多数・多額となっている。また、高齢化の進展などにより今後も社会保障関係経費の増加傾向が続くと見込まれます。

補助費等:市が任意で行う補助金・負担金などの現金給付です。

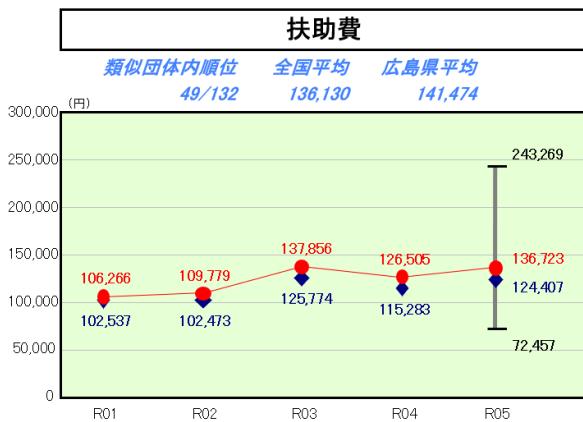


###### 【物件費の分析】

ごみ処理事業の大部分を直営で行っているため、その維持管理経費が多額となる傾向にあります。

また、旧市町毎にある公共施設・保育所等の維持管理経費、小中学生の通学にかかる経費、指定管理者制度の活用による影響に加え、労務単価の高騰などが大きな要因です。

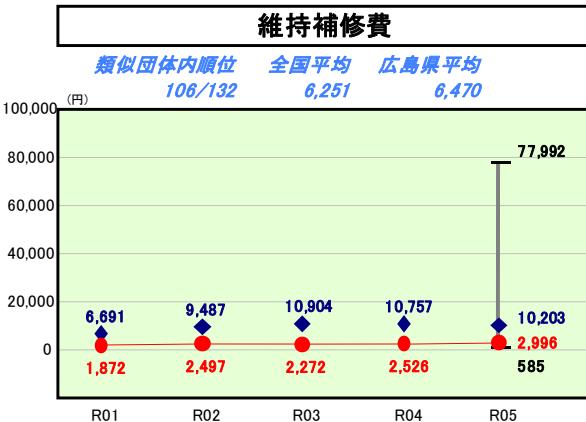
物件費:消費的性質を持つ経費で、消耗品費、施設管理委託料等です。



【扶助費の分析】

人口減少による影響を受けつつも、自立支援事業や生活保護扶助事業等の増額による影響により、扶助費が高止まりとなっていることが要因です。

扶助費：乳幼児医療費や児童手当、生活保護、障害者福祉に関する経費など、住民の福祉を支える費用です。

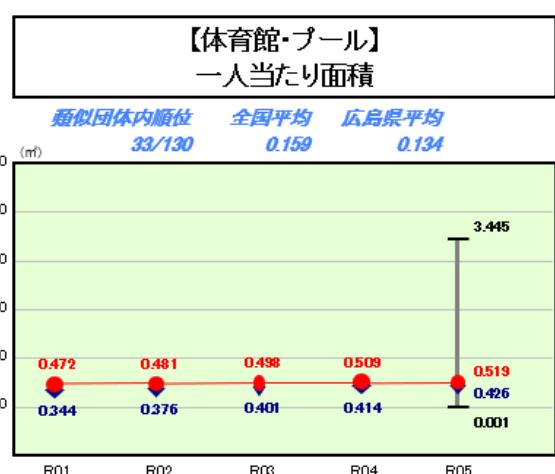
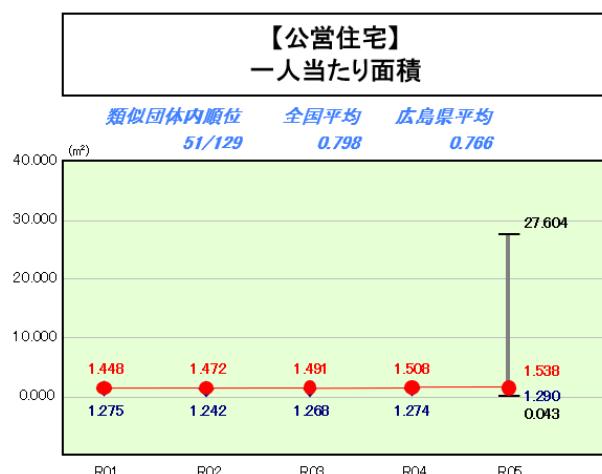
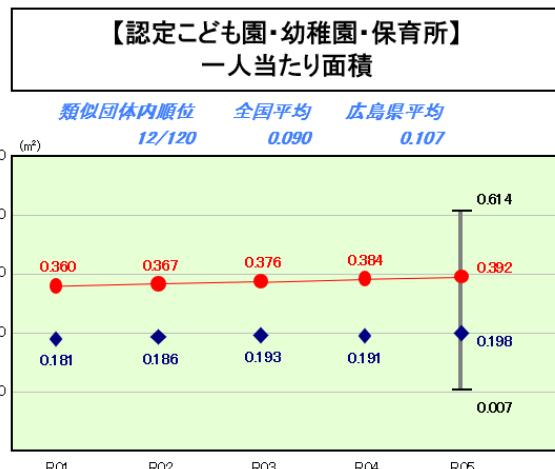
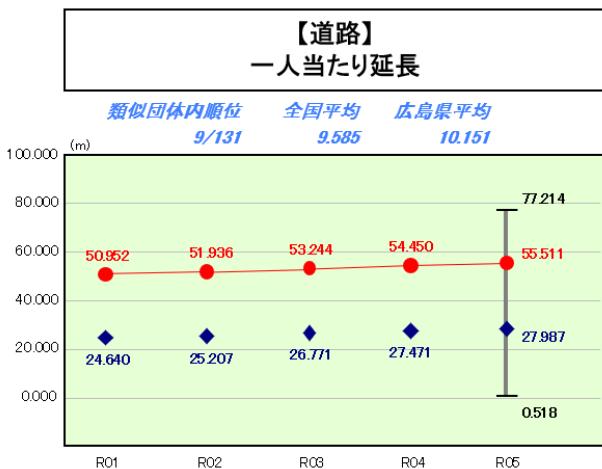


【維持補修費の分析】

指定管理施設が多く、軽微な修繕は指定管理者が実施していることから、低位にある状況です。

維持補修費：施設や機器等の維持補修にかかる費用です。

## (2)公共施設の状況



### III 取り組み項目の全体像

#### 1 新たな手法の導入などによる事務事業の改善

- ①先進技術等を活用した業務の効率化
- ②民間活力の積極的な活用
- ③各種計画の目的の明確化と合理的根拠(エビデンス)に基づいた検証

#### 2 多様な主体との連携

- ①自治振興区等との協働のあり方の再整理
- ②自治体間広域連携
- ③民間団体との連携

#### 3 ビルド・アンド・スクラップの徹底

- ①出資法人等の最適経営に向けた体制整備
- ②公共施設の最適管理と再配置
- ③事業の選択と集中

#### 4 持続可能な業務執行体制の構築

- ①支所機能の再構築
- ②定員マネジメントプラン【仮称】の策定
- ③人材育成の推進
- ④働き方改革の推進

#### 5 財政資源の最適配分 ～持続可能な財政運営プラン【仮称】の策定～

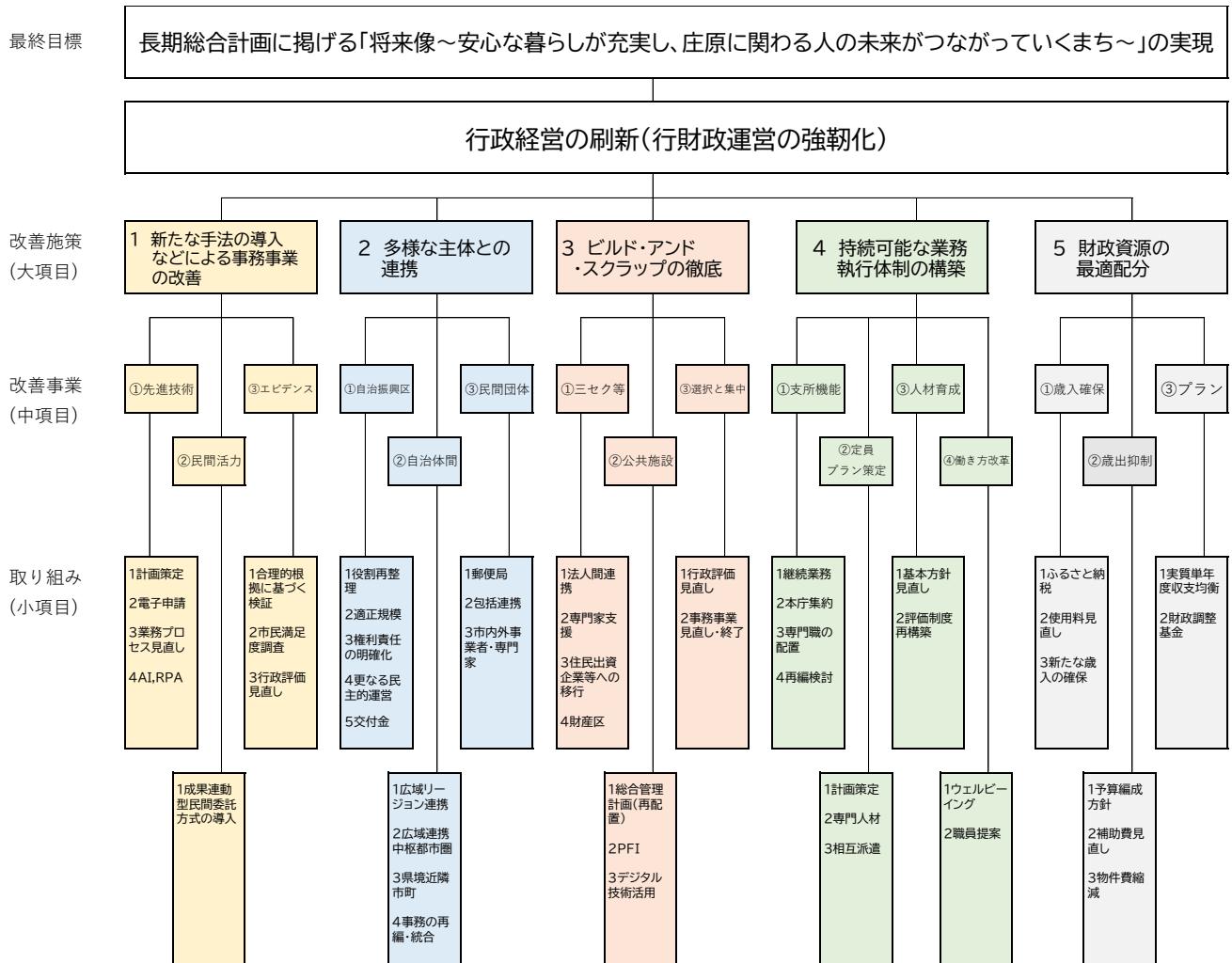
- ①歳入の確保
- ②歳出の見直し
- ③持続可能な財政運営プラン【仮称】の基本方針

行政経営の刷新より  
長期総合計画に掲げる  
「将来像」の実現につなげる



## ■第3期の取り組み項目の体系図

- ・ 行政経営改革大綱において、大項目、中項目及び小項目を定める。
- ・ 中項目に中項目の目標、小項目へ個別目標を定める。
- ・ 行政経営改革大綱実施計画において、年次計画を定める。



## ■第1期から第3期までの取り組み項目の体系図

